

# 令和 8 年度有害大気汚染物質分析業務委託仕様書

## 1 分析項目

- ・キャニスター採取（11項目）

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン、塩化メチル、トルエン

- ・酸化エチレン用捕集管採取（1項目）

酸化エチレン

- ・ハイボリウムサンブラ-採取（6項目+粉じん量）

ニッケル、ベリリウム、クロム、マンガン、ヒ素、ベンゾ(a)ピレン、粉じん量

- ・水銀用捕集管採取（1項目）

水銀

- ・アルデヒド用捕集管採取（2項目）

ホルムアルデヒド

アセトアルデヒド

## 2 調査件数

調査地点 2 箇所

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 12 回分

（市の都合により、各月 1 回まで再測定を行う場合があるが、再測定を行った場合の委託料の増額は行わない。）

## 3 試料採取

### （1）試料採取

試料採取は東大阪市が行うため、準備機材を採取開始日の前日の 17 時 00 分までに東大阪市役所 15 階環境部公害対策課（東大阪市荒本北 1-1-1）に届けること。なお、採取開始日の前日が東大阪市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に定める休日の場合は、それ以前の直近の開庁日とする。なお、4 月分の試料採取は令和 8 年 4 月 22 日（水）に行うため、令和 8 年 4 月 21 日（火）17 時 00 分までに準備機材を納入すること。

### （2）試料採取日程（予定）

以下のとおり予定しているが、変更となる場合がある。変更の場合は一週間前までに通知する。

年月	日
令和 8 年 4 月	2 2 (水) ~ 2 3 (木)
5 月	1 9 (火) ~ 2 0 (水)
6 月	9 (火) ~ 1 0 (水)
7 月	7 (火) ~ 8 (水)
8 月	4 (火) ~ 5 (水)
9 月	1 (火) ~ 2 (水)
1 0 月	6 (火) ~ 7 (水)
1 1 月	1 0 (火) ~ 1 1 (水)
1 2 月	1 (火) ~ 2 (水)
令和 9 年 1 月	5 (火) ~ 6 (水)
2 月	2 (火) ~ 3 (水)
3 月	2 (火) ~ 3 (水)

### (3) 試料採取の中止

試料採取地点の周辺環境の状況により、試料捕集を行わない場合がある。その際は、検体の分析業務がないことから、委託料を減額することとし、契約の変更を行うこととする。

## 4 分析方法

『有害大気汚染物質等測定方法マニュアル(平成 3 1 年 3 月環境省)』に記載の各分析項目における最新の方法による。

## 5 準備機材

- ・ キャニスター (クリーニング済みの減圧したもの)  
測定用 2 個、トラベルブランク用 1 個、二重測定用 1 個 (年 4 回)
- ・ マスフローコントローラー  
校正されたコントローラーを 2 セット (二重測定時は 3 セット)
- ・ ハイボリウムエアサンプラ採取用ろ紙 (秤量済みのもの)  
測定用 2 枚、トラベルブランク用 1 枚、二重測定用 1 枚 (年 4 回)
- ・ 酸化エチレン用捕集管 (ORBO 7 8 : SUPELCO.20355 等)  
測定用 2 本、トラベルブランク用 1 本、二重測定用 1 本 (年 4 回)
- ・ 水銀用捕集管 (外径 6mm の管)  
測定用 2 本、トラベルブランク用 1 本、二重測定用 1 本 (年 4 回)

- ・アルデヒド用捕集管（捕集管加温装置 ㈱ガステック GTH-1 で使用できるもの）  
測定用 4 本、トラベルブランク用 1 本、二重測定用 2 本（年 4 回）
- ・アルデヒド用オゾンスクラバー  
測定用 2 本、二重測定用 1 本（年 4 回）

## 6 精度管理

測定値の十分な信頼性を確保するために必要な精度管理として「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に従い行うこと。

また、精度管理に関する以下の情報を記録しておくこと。

- (1) 標準作業手順（SOPs）に規定されていること。
  - ・ 日常の点検、調整の記録（装置の校正等）
  - ・ 標準物質のメーカー及びトレーサビリティ
  - ・ 分析機器の測定条件の設定と結果
- (2) 検出下限値及び定量下限値の測定結果
- (3) トラベルブランクの分析結果
- (4) 操作ブランク試験の結果
- (5) 二重測定の結果（二重測定実施時）
- (6) 分析機器の日間感度の変動
- (7) 測定操作記録（前処理・分析に関する記録）

## 7 目標定量下限値

基準または参考値の 1 / 10 値を定量下限の目標値とし、毎回マニュアルによる定量下限値・検出下限値を測定すること。

なお、数値の取り扱いは有効数字 2 桁を原則とし、ND（検出下限値以下）表示をせず不等号「<」表示で表すこと。

## 8 結果報告

結果は上記精度管理をふまえ、計量証明書を添付し、書面にて速やかに報告すること。当該報告書には、分析データ、チャート、検量線図及び「6 精度管理」の項目を含めること。

また測定結果が出次第、速報値を電子メールにて報告すること。

調査実施前に使用する標準作業書を提出すること。

別途市が指定した様式を使用した測定結果報告を電子媒体にて行うこと。

## 9 環境配慮事項

車は低公害車を使用し、速報等の報告はできるだけ電子媒体（メール）を使用する等、環境に配慮すること。

#### 10 その他

本仕様書に明記されていない細部の事項及び業務中に疑義が生じた場合は公害対策課と協議し、その指示を受けること